

決 算 概 要

1 厚生年金保険給付調整経理

I 収入について

国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）第102条の2及び第102条の3の規定に基づき国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金、地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）第38条の8第2項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金、資金の運用による信託の運用益である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
財 政 調 整 拠 出 金 受 入 金	250,969,033	246,169,205	△ 4,799,828
組 合 払 込 金	37,861,619	289,345,694	251,484,075
信 託 の 運 用 益	254,184,815	1,634,177,378	1,379,992,563
合 計	543,015,467	2,169,692,277	1,626,676,810

※金額はそれぞれ千円未満を四捨五入しているので、計及び合計の額は一致しないことがある(以下同じ。)

II 支出について

厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第84条の5の規定に基づき年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金負担金、地共済法第38条の8第3項の規定に基づき組合へ交付する組合交付金、地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金等である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
厚 生 年 金 拠 出 金 負 担 金	240,080,808	240,080,807	1
組 合 交 付 金	17,120,000	10,167,000	6,953,000
信 託 の 運 用 損	-	3,229,762	△ 3,229,762
業 務 経 理 へ 繰 入	2,767,925	2,767,925	-
合 計	259,968,733	256,245,494	3,723,239

※厚生年金拠出金負担金の比較増減の差額については、事業計画額と決算額の千円未満の端数処理方法の違いによるもの。

Ⅲ 資産の構成割合について

令和 8 年 3 月 31 日現在における資産の構成割合は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		事業計画額 (A)	割 合	決 算 額 (B)	割 合	比較増減(B)－(A)
流動資産	普 通 預 金	5,729,695	0.0%	1,013	0.0%	△ 5,728,682
	未 収 収 益	254,184,815	1.7%	1,622,897,130	9.8%	1,368,712,315
	計	259,914,510	1.8%	1,622,898,143	9.8%	1,362,983,633
固定資産	信 託	14,435,159,528	98.2%	14,863,860,037	90.2%	428,700,509
	計	14,435,159,528	98.2%	14,863,860,037	90.2%	428,700,509
合 計		14,695,074,038	100.0%	16,486,758,180	100.0%	1,791,684,142

Ⅳ 運用利回りについて

厚生年金保険給付調整積立金の管理運用については、安全かつ効率的な方法により運用するよう極力努めた結果、令和 7 年度における運用利回りは、10.70%となった。

Ⅴ 翌事業年度への繰越しについて

収入総額2兆1,696億9,227万7,042円、支出総額2,562億4,549万4,399円、差引当期利益金1兆9,134億4,678万2,643円となり、この全額を厚生年金保険給付調整積立金として積み立てた結果、翌事業年度へ繰り越される厚生年金保険給付調整積立金は16兆4,867億5,818万63円となる。

2 退職等年金給付調整経理

I 収入について

国共済法第102条の2及び第102条の3の規定に基づき国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金、地共済法第38条の8の2第2項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金、資金の運用による信託の運用益である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
財政調整拠出金 受 入 金	54,328,529	54,328,529	－
組 合 払 込 金	14,383,896	14,832,823	448,927
信 託 の 運 用 益	1,680,469	1,958,340	277,871
合 計	70,392,894	71,119,692	726,798

II 支出について

施行規則第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
業 務 経 理 へ 繰 入	596,571	493,490	103,081
合 計	596,571	493,490	103,081

Ⅲ 資産の構成割合について

令和 8 年 3 月 31 日現在における資産の構成割合は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		事業計画額 (A)	割 合	決 算 額 (B)	割 合	比較増減 (B)－(A)
流動資産	普 通 預 金	1,086,540	0.5%	574	0.0%	△ 1,085,966
	未 収 収 益	1,680,469	0.7%	1,958,340	0.9%	277,871
	計	2,767,009	1.2%	1,958,914	0.9%	△ 808,095
固定資産	信 託	226,130,855	98.8%	227,767,661	99.1%	1,636,806
	計	226,130,855	98.8%	227,767,661	99.1%	1,636,806
合 計		228,897,864	100.0%	229,726,575	100.0%	828,711

Ⅳ 運用利回りについて

退職等年金給付調整積立金の管理運用については、安全かつ効率的な方法により運用するよう極力努めた結果、令和 7 年度における運用利回りは、1.01%となった。

Ⅴ 翌事業年度への繰越しについて

収入総額711億1,969万2,115円、支出総額4億9,349万円、差引当期利益金706億2,620万2,115円となり、この全額を退職等年金給付調整積立金として積み立てた結果、翌事業年度へ繰り越される退職等年金給付調整積立金は2,297億2,657万5,160円となる。

3 経過の長期給付調整経理

I 収入について

資金の運用による信託の運用益等である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
利 息 及 び 配 当 金	280,639	633,202	352,563
信 託 の 運 用 益	250,077,494	1,718,250,407	1,468,172,913
合 計	250,358,133	1,718,883,609	1,468,525,476

II 支出について

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「一元化法」という。)附則第76条の規定に基づく国家公務員共済組合連合会への拠出金、一元化法附則第75条の3において準用する地共済法第38条の8の2第3項の規定に基づき組合へ交付する組合交付金、施行規則附則第4条の2第3項において準用する施行規則第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金等である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
拠 出 金	172,498,300	167,698,472	4,799,828
組 合 交 付 金	63,188,000	60,506,000	2,682,000
信 託 の 運 用 損	-	3,248,577	△ 3,248,577
業 務 経 理 へ 繰 入	275,594	275,594	-
合 計	235,961,894	231,728,643	4,233,251

Ⅲ 資産の構成割合について

令和 8 年 3 月 31 日現在における資産の構成割合は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		事業計画額 (A)	割 合	決 算 額 (B)	割 合	比較増減(B)－(A)
流動資産	普 通 預 金	212, 440	0.0%	33, 859	0.0%	△ 178, 581
	未 収 収 益	250, 055, 172	1.8%	1, 706, 940, 983	10.8%	1, 456, 885, 811
	計	250, 267, 612	1.8%	1, 706, 974, 842	10.8%	1, 456, 707, 230
固定資産	信 託	13, 860, 051, 806	97.7%	14, 054, 813, 316	88.8%	194, 761, 510
	投資有価証券	106, 819	0.0%	108, 145	0.0%	1, 326
	生 命 保 険	69, 895, 783	0.5%	70, 246, 795	0.4%	351, 012
	計	13, 930, 054, 408	98.2%	14, 125, 168, 256	89.2%	195, 113, 848
合 計		14, 180, 322, 022	100.0%	15, 832, 143, 098	100.0%	1, 651, 821, 076

Ⅳ 運用利回りについて

経過的長期給付調整積立金の管理運用については、安全かつ効率的な方法により運用するよう極力努めた結果、令和 7 年度における運用利回りは、11. 52%となった。

Ⅴ 翌事業年度への繰越しについて

収入総額1兆7, 188億8, 360万9, 092円、支出総額2, 317億2, 864万3, 260円、差引当期利益金1兆4, 871億5, 496万5, 832円となり、この全額を経過的長期給付調整積立金として積み立てた結果、翌事業年度へ繰り越される経過的長期給付調整積立金は15兆8, 321億4, 309万8, 494円となる。

4 厚生年金拠出金経理

I 収入について

厚年法第84条の5及び第84条の7の規定に基づき各組合及び当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金並びに同法第84条の3の規定に基づき年金特別会計から交付される厚生年金交付金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)-(A)
厚生年金拠出金負担金	3,112,008,212	3,112,008,212	-
厚 生 年 金 交 付 金	3,497,009,118	3,497,009,118	-
合 計	6,609,017,330	6,609,017,329	△ 1

※比較増減の差額については、事業計画額と決算額の千円未満の端数処理方法の違いによるもの。

II 支出について

厚年法第84条の5の規定に基づき年金特別会計へ納付する厚生年金拠出金及び同法第84条の4の規定に基づき各組合へ交付する厚生年金交付金支払金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)-(B)
厚 生 年 金 拠 出 金	3,112,008,212	3,112,008,212	-
厚生年金交付金支払金	3,497,009,118	3,497,009,118	-
合 計	6,609,017,330	6,609,017,329	1

※比較増減の差額については、事業計画額と決算額の千円未満の端数処理方法の違いによるもの。

5 基礎年金拠出金経理

I 収入について

国民年金法第94条の4の規定に基づき各組合が負担する基礎年金拠出金負担金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第35条第2項の規定に基づき年金特別会計から交付される基礎年金交付金である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)-(A)
基礎年金拠出金負担金	1,617,954,566	1,617,954,565	△ 1
基 礎 年 金 交 付 金	22,169,318	22,169,317	△ 1
合 計	1,640,123,884	1,640,123,882	△ 2

※比較増減の差額については、事業計画額と決算額の千円未満の端数処理方法の違いによるもの。

II 支出について

国民年金法第94条の2第2項の規定に基づき年金特別会計へ納付する基礎年金拠出金及び施行規則第11条の15第1項の規定に基づき各組合へ交付する基礎年金交付金支払金である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)-(B)
基 礎 年 金 拠 出 金	1,617,954,566	1,617,954,565	1
基礎年金交付金支払金	22,169,318	22,169,317	1
合 計	1,640,123,884	1,640,123,882	2

※比較増減の差額については、事業計画額と決算額の千円未満の端数処理方法の違いによるもの。

6 厚生年金保険預託経理

I 収入について

地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第12条の3の規定に基づき組合から預託された預託金の運用による信託の運用益である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減 (B)－(A)
信 託 の 運 用 益	2, 098, 007	9, 008, 277	6, 910, 270
合 計	2, 098, 007	9, 008, 277	6, 910, 270

II 支出について

地方公務員共済組合連合会預託金管理運用規程（以下「預託金運用規程」という。）第11条の規定による組合への支払利息等である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減 (A)－(B)
支 払 利 息	2, 098, 007	8, 280, 560	△ 6, 182, 553
収 益 調 整 金 償 却	－	727, 717	△ 727, 717
合 計	2, 098, 007	9, 008, 277	△ 6, 910, 270

III 運用利回りについて

預託金運用口全体の令和7年度の運用利回りは、9.83%である。

7 退職等年金預託経理

施行規程第12条の3の規定に基づき組合から預託される預託金は見込まれないことから、予算を計上しておらず、実際に預託されなかった。

8 経過の長期預託経理

I 収入について

施行規程附則第1条の3において準用する施行規程第12条の3の規定に基づき組合から預託された預託金の運用による信託の運用益である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
信 託 の 運 用 益	2,175,688	9,314,077	7,138,389
合 計	2,175,688	9,314,077	7,138,389

II 支出について

預託金運用規程第11条の規定による組合への支払利息等である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
支 払 利 息	2,175,688	8,705,318	△ 6,529,630
収 益 調 整 金 償 却	－	608,759	△ 608,759
合 計	2,175,688	9,314,077	△ 7,138,389

III 運用利回りについて

預託金運用口全体の令和7年度の運用利回りは、9.53%である。

9 介護保険経理

I 収入について

介護保険法第137条第1項の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する介護保険料の納入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
介護保険料納入金	2,542,538	2,428,625	△ 113,913
合 計	2,542,538	2,428,625	△ 113,913

II 支出について

介護保険法第137条第2項の規定に基づき市区町村へ納入する介護保険料である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
介護保険料	2,542,538	2,428,625	113,913
合 計	2,542,538	2,428,625	113,913

10 国民健康保険経理

I 収入について

国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第137条第1項の規定及び地方税法第718条の4の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する国民健康保険料及び国民健康保険税の納入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
国民健康保険料(税) 納 入 金	38,014	34,686	△ 3,328
合 計	38,014	34,686	△ 3,328

II 支出について

国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第137条第2項の規定及び地方税法施行令第56条の89の11の規定に基づき市区町村へ納入する国民健康保険料及び国民健康保険税である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
国民健康保険料(税)	38,014	34,686	3,328
合 計	38,014	34,686	3,328

11 後期高齢者医療経理

I 収入について

高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第137条第1項の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する後期高齢者医療保険料の納入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 納 入 金	3, 358, 043	2, 818, 221	△ 539, 822
合 計	3, 358, 043	2, 818, 221	△ 539, 822

II 支出について

高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第137条第2項の規定に基づき市区町村へ納入する後期高齢者医療保険料である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	3, 358, 043	2, 818, 221	539, 822
合 計	3, 358, 043	2, 818, 221	539, 822

12 個人住民税経理

I 収入について

地方税法第321条の7の6の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する個人住民税の納入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
個人住民税納入金	955,834	964,887	9,053
合 計	955,834	964,887	9,053

II 支出について

地方税法施行令第48条の9の18の規定に基づき市区町村へ納入する個人住民税である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
個 人 住 民 税	955,834	964,887	△ 9,053
合 計	955,834	964,887	△ 9,053

13 業務経理

I 収入について

地方公務員共済組合連合会定款第22条に規定する組合分担金（組合員1人当たり1,500円）等である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
組 合 分 担 金	4,493,385	4,442,712	△ 50,673
雑 収 入	-	2	2
厚生年金保険給付 調整経理より繰入	2,767,925	2,767,925	-
退職等年金給付 調整経理より繰入	596,571	493,490	△ 103,081
経過的長期給付 調整経理より繰入	275,594	275,594	-
前期損益修正益	-	27	27
合 計	8,133,475	7,979,750	△ 153,725

II 支出について

(1) 本年度中に行った主な会議は、次のとおりである。

- ア 役員会 3回
- イ 運営審議会 3回

(2) 本年度中に行った監査は、次のとおりである。

- ア 監事会議 1回
- イ 決算監査 1回
- ウ 中間監査 1回
- エ 例月監査 12回
- オ 定期監査（監査員監査） 1回

(3) 本年度中に行った主な事業は、次のとおりである。

- ア 基礎年金支払代行に係るシステムの維持管理及び事務
- イ 標準システムの維持管理
- ウ 情報共有化システムの運営及び維持管理
- エ 年金払い退職給付関連システムの維持管理
- オ 社会保障・税番号制度に係るシステムの運営及び維持管理
- カ 各種情報交換及び特別徴収に係る事務
- キ 資金運用全国説明会

- ク 年金積立金の管理・運用
- ケ 広報誌「連合会だより P A L」 （6回）の発行
- コ 退職等年金給付に係る基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の算定
- サ 退職等年金給付に係る財政検証

(4) これらの会議及び事業を行うために要した経費は、次のとおりである。(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
役 員 報 酬	74, 449	76, 075	△ 1, 626
職 員 給 与	858, 632	882, 854	△ 24, 222
旅 費	27, 694	12, 135	15, 559
事 務 費	18, 719	17, 262	1, 457
委 託 費	7, 174, 469	6, 513, 218	661, 251
賃 借 料	380, 537	363, 389	17, 148
調 査 研 究 費	373, 262	248, 921	124, 341
普 及 費	23, 837	19, 313	4, 524
負 担 金	152, 447	157, 120	△ 4, 673
減 価 償 却 費	10, 343	10, 402	△ 59
そ の 他	43, 482	24, 620	18, 862
合 計	9, 137, 871	8, 325, 309	812, 562

Ⅲ 当期損失金及び剰余金の繰越しについて

収入総額79億7,975万158円、支出総額83億2,530万9,419円、差引当期損失金3億4,555万9,261円となり、翌事業年度へ繰り越される剰余金は、17億9,919万1,787円となる。

Ⅳ 翌事業年度へ繰り越す資産等について

翌事業年度へ繰り越す資産、負債及び資本は、次のとおりである。(単位:千円)

<u>流 動 資 産</u>	7, 421, 643	<u>流 動 負 債</u>	5, 357, 776
<u>固 定 資 産</u>	92, 574	<u>固 定 負 債</u>	357, 249
		負 債 合 計	5, 715, 025
		<u>剰 余 金</u>	1, 799, 192
		資 本 合 計	1, 799, 192
資 産 合 計	7, 514, 217	負 債 ・ 資 本 合 計	7, 514, 217

